

## H I V 曝 露 後 の 予 防 内 服 に つ い て

### 1 H I V 曝 露 後 の 予 防 内 服 に つ い て

針刺し等血液・体液曝露が起こり、H I V 感染のリスクが高い場合には、曝露後に抗H I V 薬を服用し、4週間継続することが推奨されています。

予防内服を実施すべきか否かについては、それぞれの曝露事象について、感染リスクを考慮して専門の医療機関に相談の上、最終的には曝露した本人が決定します。

予防内服を開始する場合は、可及的速やかに内服を開始することが推奨されます。

標準的な曝露後のH I V 感染予防として推奨される抗H I V 薬（以下「予防薬」という。）は、**ツルバダ<sup>®</sup>+アイセントレス<sup>®</sup>**です。

### 2 H I V 曝 露 後 の 感 染 リ ス ク

H I V 曝露後の感染リスクは、B型・C型肝炎と比較してかなり低く、B型肝炎の1/100、C型肝炎の1/10程度で、針刺しにおいては平均0.3%、粘膜の曝露においては平均0.09%程度です。

### 3 H I V 曝 露 後 の 予 防 内 服 の 効 果

単剤による抗H I V 薬の予防内服でも感染リスクを80%以上低下させることが報告されており、2剤ないし3剤を併用した予防内服では、より高い効果が期待されます。

各医療機関においては、院内でのH I V 曝露事象発生に備え、感染対策マニュアルを整備し、希望に応じて速やかに予防内服を開始できる体制を整えておくことが重要です。

### 4 予 防 薬 の 分 割 販 売 に つ い て

H I V 曝露後対応が自施設内で困難な医療機関は、曝露事象が発生した際に、速やかに院外の専門医及び予防薬にアクセスできる体制を整えておくことが必要です。

曝露後速やかにアクセスできない場合は、自施設に最低限1回分の予防薬を準備しておくこと、初回予防内服を行った後12時間または24時間の時間的余裕ができます。

そこで、今回、エイズ医療関係者研修会を受講した医療機関（医師・歯科医師・薬剤師のみ<sup>※</sup>）に対し、予防薬の購入機会を設けました。

研修会では、H I V 曝露後対応や予防薬について、専門医に講義していただきます。

本研修会を受講した医師・歯科医師・薬剤師は、本研修会終了後、1日分または2日分の予防薬（ツルバダ<sup>®</sup>+アイセントレス<sup>®</sup>）の購入申込みをすることが可能です。

**1日分 ツルバダ<sup>®</sup>配合錠1錠+アイセントレス<sup>®</sup>錠400mg2錠**

**薬剤の金額や、申込書等詳しい申込方法につきましては、研修会実施時に御案内させていただきます。**（御購入時、郵送希望の場合、別途送料及び梱包に係る費用が必要となります）

購入を希望する医療機関は、決められた期日までに申込書を県感染症対策課に提出してください。（昨年度までに研修に参加している医療機関へは別途申込書を配布しますので、購入のための研修会参加は不要です）。分割販売は、一般社団法人浜松市薬剤師会医薬品備蓄センターが行います。

※注「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」第36条の3第2項及び第49条第1項に基づき、処方箋医薬品を購入できるのは、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に限られます。

## 5 予防薬を購入した施設におけるH I V曝露後の対応について

**STEP 0** 自施設における医療事故対策責任者が決まっていない場合は、あらかじめ決めておく。  
(例) 歯科診療所の場合は院長 等

### － H I V 曝露事象発生 －

**STEP 1** 直後に曝露部位を大量の流水と石けん（眼球・粘膜への曝露の場合は大量の流水）で洗浄を行う。

**STEP 2** 自施設の医療事故対策責任者に、曝露事象の発生時刻・状況・程度、曝露源となった患者の情報等を直ちに報告し、専門医療機関への受診及び予防薬の内服について相談する。  
医療事故対策責任者は、状況確認を行い、曝露した者へ予防内服の効果と副作用を説明する。

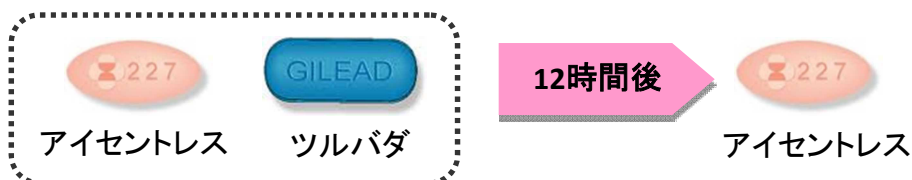
**STEP 3** 専門の医療機関への速やかな受診が困難で、自施設で初回予防内服を行う場合、可及的速やかにツルバダ® 配合錠 1錠＋アイセントレス® 錠 400mg 1錠を内服する。  
初回内服をすることにより、時間的余裕（12時間）ができる。

※ 予防薬の内服については、曝露した者本人が自己決定する。

※ 医療事故対策責任者と連絡が取れない場合には、曝露した者本人が初回予防内服の開始を判断し、自己決定する。

**STEP 4** 自施設での初回予防内服は緊急措置用であるため、初回予防内服後は、早い段階で専門医療機関を受診し、その後の予防内服の継続について医師に相談する。

※ 初回予防内服後 12 時間以内に専門医療機関を受診できない場合は、初回予防内服から 12 時間後にさらにアイセントレス® 錠 400mg のみ 1 錠追加で内服する。これにより、さらに 12 時間の時間的余裕ができるため、専門の医療機関を受診し、内服の継続について医師に相談する。



## 6 県内の血液・体液曝露時の受傷者受入協力病院について

現在、静岡県では、地域の医療機関等で針刺し等が起こった際、別紙のエイズ中核拠点病院及び拠点病院において、受傷者の受入とH I V感染予防薬の投与が可能となっています。